

明 細 書

平成30年3月15日

1 作成者

住所 (フリガナ) : (〒038-0211)

アオモリケンミナミツガルゲンオオワニマチオオアザオオワニアザカワベ
青 森 県 南 津 軽 郡 大 鰐 町 大 字 大 鰐 字 川 辺 11-11

オオワニオンセンモヤシゾウサンスイシンイインカイ
名称 (フリガナ) : 大 鰐 温 泉 も や し 増 産 推 進 委 員 会

代表者 (管理人) の氏名 : 委員長 八木橋 孝男
ウェブサイトのアドレス :

2 農林水産物等の区分

区分名 : 第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等 : 野菜類 (もやし)

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ) : 大鰐温泉もやし (オオワニオンセンモヤシ)、Owanionsen Moyashi

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲 : 青森県南津軽郡大鰐町

5 農林水産物等の特性

「大鰐温泉もやし」は、湯量の豊富な大鰐温泉の温泉熱と温泉水を活用して約1週間かけて土耕栽培される、江戸時代から引き継がれてきた津軽伝統野菜である。

「大鰐温泉もやし」は、長さが30cm以上で、太さは一般的な豆もやしのおおよそ半分以下である。その特有の形状により食感がシャキシャキしており、甘みがある。おいしさの理由として、アミノ酸の一種で、甘味・うま味を呈するアラニンが、一般的な大豆もやしに比べて約3.7倍含まれている (出典 : 大鰐温泉もやしに関する研究・弘前大学 加藤陽治)。

「大鰐温泉もやし」は、栽培方法、生産量、味、形状、食感が一般的なもやしとは違う事もあり、大鰐町内の小売店で一般的な大豆もやしよりも高値で販売されている。東京の大手百貨店でも取扱いがあり、味の濃さと甘さが評価されるとともに、シャキシャキ感が消費者にも好評を博し、短時間で完売する状況である。

6 農林水産物等の生産の方法

(1) 品種

在来品種「小八豆（こはちまめ）」を使用する。

(2) 栽培方法

直射日光を防いだ建物のなかで土耕栽培を行う。

播種、栽培における灌水と保温は、大鰐温泉の温泉水を利用する。

長さ 30cm 以上で収穫する。

(3) 出荷規格

長さ 30cm 以上とする。

ただし、製品の特性上長さ 30cm に満たないもやしがわずかに混入する場合は、この限りではない。

(4) 最終製品としての形態

「大鰐温泉もやし」の最終製品としての形態は青果（もやし）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

大鰐町は青森県内でも有数の豪雪地帯であり、平野部が少ないことから、昔は冬場の食料は保存食が中心で、冬場でも生産可能な「大鰐温泉もやし」は貴重な栄養源とされていた。「大鰐温泉もやし」を栽培するためには、灌水用と土を保温するために、大量の温泉水が必要となる。また、土耕栽培のため、一般的な水耕栽培の豆もやしとは違い、土を洗い流すために大量の温泉水が必要でもある。

大豆の基となる小八豆は、大鰐町内で栽培されている。在来品種で何百年と引き継がれ、選抜され現在の品種となっている。土耕栽培・温泉水・小八豆を活用する事で、品質の良い独自の形状の「大鰐温泉もやし」が育つのである。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

「大鰐温泉もやし」は、大鰐町史によれば、江戸時代、津軽藩「藩日記」の中に「大鰐菜園所」という記述があり、温泉熱を活用した促成栽培により、冬場の貴重な野菜として、栄養源として重宝されていた（出典：1995 年発行大鰐町史・中巻）。

昭和 50 年代に入り、大鰐もやし組合（現在の大鰐温泉もやし組合（申請団体の構成員））が立ち上がり、生産者間の情報共有を通じて品質の向上に取り組んだ。

更なる品質の向上を目指し、平成 23 年度より、青森県産業技術センター農林総合研究所の協力により、小八豆の交雑を防ぐため、選抜した小八豆を使用するようになった。

また、世襲制により栽培技術を継承してきたため、後継者不足が懸念されたが、現在は大鰐町が中心となり、新規就農を受け入れ、生産を維持している。現在の生産者数は 6 戸 12 名であり、平成 30 年度の生産量は 72,000 束（1 束当たり 300 g）である。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：プロジェクトおおわに事業協同組合

登録商標：大鱒温泉もやし

指定商品又は指定役務：第 31 類

青森県南津軽郡大鱒町の大鱒温泉の温泉水を利用し、同町に由来する製法により、同町で生産されたもやし

商標登録の登録番号：第 5499485 号

商標権の設定の登録及び存続期間の満了年月日(当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日についても記載する。)：登録日 2012 年 6 月 8 日、満了日 2022 年 6 月 8 日

該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無 ((1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。)

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：2018 年 2 月 1 日

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

